

# 大分地方最低賃金審議会

## 議 事 次 第

- 1 開催日時 令和5年8月28日（月）  
午前10時から
- 2 開催場所 大分労働局  
大分第2ソフィアプラザビル4階会議室  
（大分市東春日町17番20号）
- 3 議 題
  - （1） 「大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定  
に関する意見」に対する異議申出について（諮問）
  - （2） 上記（1）の異議申出に対する取扱いについて（審議）
  - （3） 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について  
（運営小委員会報告）
  - （4） 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
  - （5） 特定最低賃金の改正決定について（諮問）
  - （6） その他

## 資 料

No. 1 異議申出書（写）

大分県労働組合総連合

No. 2 大分地方最低賃金審議会運営小委員会報告（写）

2023年8月18日

大分労働局  
局長 佐藤 広道 様

大分県労働組合連合会  
議長 川路 淳



## 2023年度地域別最低賃金の異議申出

8月10日、「大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議申出をおこないます。

## 記

- 1、「時間額899円」とすることは不服である。
- 2、最低賃金を「時間額1500円」をめざし、「時間額899円」を上回る引上げを行うこと。



## 理由

1、今回は新たなランク分けをおこなった後の最初の最低賃金改定となりましたが、ランク制度の在り方について「特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られる」ことを重要視していたにも関わらず、「Aランク41円」「Bランク40円」「Cランク39円」の格差拡大を前提とするような最低賃金引上げの目安答申がだされました。大分県労連も行った最低生計費調査でも明らかなように、最低生計費は東京と大分では同じであり、生活に必要な金額は同じです。改めて中央目安の答申を批判するとともに、最低賃金に格差がつくことは許されません。

2、このような中で、大分地方最低賃金審議会が目安を上回る「時間額899円」の答申を行いました。しかし、現時点でも新しい最低賃金として「東京1113円」「大阪1064円」「福岡941円」と格差がついています。これでは地域の賃金格差から、若年労働者を大分にとどめることができません。現在、労働力不足が明らかになっている中で、県内就労者を拡大し経済を活性化させるためにも大分県内の最低賃金をさらに引上げることが必要です。

3、今回の最低賃金引上げの答申として鳥取県で「時間額900円」、島根県で「時間額904円」となっています。今回、中央最低賃金審議会の提示した資料のなかで、「諸指標による都道府県の総合指数」が示されていますが、鳥取県は大分県よりも指数が低くなっています。また、島根県は大分県よりも一つ高い指数ですがその差はわずか「0.6」です。大分県が鳥取県や島根県で実施される最低賃金を上回る最低賃金であっても、全くおかしくありません。

以上



令和5年8月28日

大分地方最低賃金審議会  
会長 井田雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会  
運営小委員会  
委員長 松隈久昭

令和5年度 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月1日大分地方最低賃金審議会において付託された標記について、令和5年8月17日に慎重に協議した結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

#### 記

1. 「大分県鉄鋼業最低賃金」、「大分県非鉄金属製造業最低賃金」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「大分県自動車（新車）小売業最低賃金」については、改正決定することの必要性を認める。
2. 「大分県各種商品小売業最低賃金」については、改正決定することの必要性を認めない。

# 大分地方最低賃金審議会運営小委員会

## 委員名簿

( 50音順 )

区分	氏名	現職
公益代表	井田 雅貴	弁護士・社会保険労務士
	河野 憲嗣	大分大学 経済学部教授
	松隈 久昭	大分大学 経済学部教授
労働者代表	稲福 史	U Aゼンセン大分県支部次長
	鹿嶋 秀和	連合大分副事務局長
	藤本 雅史	連合大分事務局長
使用者代表	大塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事
	神 昭雄	大分県中小企業団体中央会専務理事
	藤野 久信	大分県経営者協会専務理事

令和 5 年 8 月 25 日

大分労働局長 佐藤 広道 殿

2023年度大分県最低賃金の改正に対する異議申出書

コロナ禍にも関わらず令和3年度30円、令和4年度32円、と上げたにもかかわらず本年度も45円と3年間で100円超は厳しすぎます。

このペースで行くとあっと言う間に1000円超です。

大企業はもとより、中小企業はかなり困窮しています。

物価高、ガソリン高騰、円安、社会保険料負担増、労働保険料増、他で経費負担はかなりのものです。国（中央最低賃金審議会）の要請で賃上げざるを得ないのはわかります。

しかし、国の要求が39円（大分県）なのに45円（+6円）は納得いきません。

賃上げをする前に、中小企業の基礎の収入の底上げを先にやってもらいたい。

入札価格（県、市、各省庁）の最低を全業種に設定するとか、各労働者の日当のそこあげを国や自治体主導で決めるとかしてもらわないと一向に上がる見込みがないです。

今後そういった意見を踏まえて審議してもらいたい。

以上のような理由により、今回の大分県最低賃金審議会の意見について異議を申し立てます。

